

事 例 紹 介

(川西学童保育所建設について)

令和 5 年 2 月 22 日 (水)

令和 4 年度川西町子ども・子育て会議

1. 川西学童保育所建設計画の概要

工事期間 令和5年2月4日から令和5年11月30日

建設場所 資料2-2(19-4ページ)地図参照

利用定員 既存学童保育所 75名(最大86名)
新学童保育所 105名(最大120名)
計180名(最大206名)
※ 利用定員は予定

構造 鉄骨造

工事費 197,380,700円(消費税及び地方消費税を含む)

イメージ 別添イメージ図

2. 学童保育所建設の必要性について

子どもの数が減ってくるのに、わざわざ高額な公費を投じて新たに学童保育所を建設する必要はあるのか？

今、川西小学校の教室を使っているのなら、引き続き使えば良いのではないか？

(1)学童保育の需要見込はどうなっているか？

資料2-2(19-1ページ)から

- ・保護者の就労等により、保育を必要とする世帯の割合が増加している。
- ・これに伴い、児童数自体は減少しているものの、学童保育所の需要が正比例して減少することはなく、概ね横ばい状態が続く見込。

(2)川西小学校の総児童数及びクラス数の推移はどうなっているか？

令和5年度は見込、他は5月1日時点

年度	総児童数	総クラス数	通常学級数	特別支援学級数
令和5年度	386	16~18	12~13	4~5
令和4年度	395	18	13	5
令和3年度	403	18	13	5
令和2年度	403	18	13	5
令和元年度	411	19	14	5
平成30年度	403	19	14	5

→ 通常学級については、当面の間最低12クラス必要見込。

(各学年2クラス×6学年=12クラス)

特別支援学級児童については、当面の間最低4クラス必要見込。

以上から、必要となる教室数については、当面の間、激減するという見込はありません。

(3) 小学校の教室を活用できるのではないか？

実際に小学校の教室を使ってみると、「空いている教室さえあれば学童問題は解決する」という単純な問題ではないことが判明しました。

資料 2-2(19-3 ページ)から

- ① 学童保育所として利用に適した普通教室が毎年安定的に利用できるとは限らない点
例: 2学級編成が標準である学年を、教育的配慮から3クラス編成とすると決定した場合、学童保育所として利用できる普通教室がなくなってしまう
- ② 学童保育所本館から場所が離れており、児童・保護者・学童保育所指導員の負担が重い点
例: 児童が小学校内分室に滞在しているときに保護者のお迎えがあった場合、保護者・児童・指導員の移動距離が長く、毎日相当な負担となっている
- ③ 校舎内で放課後に行う不登校対策事業の実施に影響がある点
例: 不登校児童と学童保育利用児童の動線を完璧に分離することが困難である
- ④ 小学校内普通教室では休養室を確保できないため、体調不良児を学童保育所本館まで移動させる必要がある点

令和 5 年 2 月追記

上記の第 2 期川西町子ども・子育て支援事業計画記載の理由のほか、小学校普通教室を利用していると、以下のような課題も出てきました。

- ⑤ 4 月 1 日から入学式(4 月 6~7 日ごろ)までの間、新学年の準備に向けて新担任の先生が教室の準備を行っているため、分室を利用してしまふと、入学式の前に新しい学年のクラス分けが判明してしまうため、普通教室は立入ができない(利用できない)。
→ 4 月 1 日から入学式までの間は、音楽室と図工室を分室代わりに利用しているが、情報漏洩リスクを完全に排除できず、本来であれば次年度の準備中の校舎内に児童が立ち入る状況が好ましくない。
- ⑥ 教室が空いているとしても、支援を必要とする児童のために担任教諭等が個別対応を行う部屋として活用する必要がある。
- ⑦ 不登校児童対策の取組を優先するため、学童保育利用児童は、3 階分室を利用する際、校舎外の階段を利用するが、雨の日等、昇降に危険を伴う。

3. 長期的な視点で考えた場合の学童保育所新設の必要性について

例えば、約 20 年先を考えたとき、本当に学童保育所の新設が必要か？

(1)現在の学童保育所の状況

建設年月 平成 24 年 10 月
構造 軽量鉄骨(プレハブ造)
耐用年数 22 年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号))

(2)建物の安全性について

年度	経過年数
平成 24 年度(約 10 年前)	使用開始
令和 4 年年度(現在)	使用後 10 年経過
令和 16 年度(12 年後)	使用後 22 年経過(法定耐用年数到来)
令和 24 年度(20 年後)	使用後 30 年経過

法定耐用年数を経過しても建物は利用できることが一般的ですが、いつまでも利用を続けることはできません。日々多くの児童が利用する施設のため、使用後 22 年が経過したあたりから、大型補強工事の検討が必要となります。

- 学童保育所の新設を行わない場合であっても、また、児童数がどれだけ減少したとしても、学童保育の需要が 0 になるということは考えられません。
いずれ、現在の学童保育所の大規模改修または解体・新設が必要となります。

(参考)22 年経過した建物とはどんな状態か？

例:川西町ぬくもりの郷

現在抱えている課題

- ・法令により点検が義務付けられている消防設備点検、建物点検にて、毎年修繕を要する箇所を指摘される。
- ・空調設備が一部故障したが、設置から 22 年経過していることから、一括更新が必要。
- ・高圧電源(キュービクル)の耐用年数到来による更新必要と保守会社より指摘有。
- ・自動ドアが故障中。
- ・玄関門扉ローラーの摩耗により開閉困難になる。
- ・自家発電機が故障中。

(4)まとめ

	10年先	20年先
学童保育 需要見込	減少局面に入ってくると予測されるが、児童数の推移や保育認定を受ける世帯の割合を考慮すると、現在の学童保育所の利用定員である86名以下まで急な落込はないと予測される。	仮に需要が86名を下回っていたとしても、耐用年数を大幅に超過して利用することになるので、大規模改修が必要。
新しい建物の 必要性	現在の学童保育所だけで全員受入が可能な児童数になる見込はないので、新しい建物は必要と判断できる。	安全な建物を維持する手法として、大規模改修を採るか、新設を採るか。

「大規模改修」も「新設」も、いずれも多額の公費が必要

将来的に多額の公費が必要になることが確実で、かつ、小学校普通教室を継続利用することが困難な状況。こうした中、将来的に児童が減少し、1つの建物に集約しても全員受入ができる建物が必要であるということを見越し、今よりも耐用年数(鉄骨造)が長く、大きな(最大120人受入可)建物を建設すべきという選択に至る。

4. 川西町の施策取組との関連について

町長公約 4つの柱のうちの1つ

【子育て、教育の支援の強化】

子育て世代が、働くことと、産み育てることを両立できる“まちづくり”、将来活かすことができる「学力」と「生きる力」を身につけられる“環境づくり”を進めて参ります。

